

平成20年6月定例議会

一般質問

★平成18年度決算は前年度と比較して、財務諸表で好転しているか。

実質収支額（歳計剰余金）は、普通会計では17年度5億2800万円、18年度では5億4000万円を生じており、さらに公営事業会計を含めた連結実質収支は黒字決算で、問題は生じていません。財政力指数で言いますと、17、18年度まで0.34%、0.36%、0.38%とわずかに向上しています。

經常収支比率は、17、18年度それぞれ96.8%、96.9%で、19年度は現在計算中です。

実質公債費比率は、17、18年度それぞれ17.4%、19.7%であり、起債を行うには許可を得なければならぬ状況です。この件については、公債費負担適正化計画を立てて、年度における起債額

に一定の制限を加えて借入を行うこととしています。これにより、起債額の総量を規制するとともに、後年度の償還額を抑えようとするものです。

現在、行財政改革実施計画に基づき、町行政全体の見直しを行っており、財政の健全化とスリムな行政への転換を図らねばなりません。

財務諸表については、公会計システムにおける貸借対照表、収支計算書、行政コスト計算書を作成していないのと比較できません。

地方公共団体財政健全化法の規定による4指標に照らし、本町は各指標とも国の基準よりもある程度余裕を持っているため、危険団体の対象から外れたものと思われれます。

★平成19年度決算における健全化指標に照らし、18年度と比較しての財政状況は。

平成20年4月から施行され

た地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、財政状況の悪い団体に、財政指標に一定の基準を設け、早期の財政健全化を目指すもので、19年度決算から適用されます。

この法律で定める財政指標として、①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の4指標があり、実質赤字比率は各団体の標準財政規模により11.25%から15%まで基準値に幅があります。連結実質赤字比率は実質赤字比率に5%を加えたものとしています。実質公債費比率は、町村では25%に、また将来負担比率は、標準財政規模から交付税算入公債費を差し引いた額の350%に相当するものとしています。

4指標のいずれかが基準を上回った場合、団体の健全化計画の策定が義務付けられています。

19年度の各会計の決算状況を見ますと、いずれの会計も黒字決算であり、赤字比率は問題ありません。実質公債費比率、将来負担比率は現在計算中ですが、国の基準は十分クリアするものと思います。

18年度決算においても、実質収支は全会計黒字であり、

実質赤字比率、連結実質赤字比率とも基準を下回っており、実質公債費比率は19.7%で国の基準を下回っています。

★岡山県財政危機宣言による鏡野町の20年度事業への影響は。

6月初めに問い合わせたところ、県としては財政の健全化、県補助金の削減等について、これからプロジェクトチームを構成し、9月県議会に向けて実施項目等の策定を行うとしており、20年度予算の執行は、特に制限をしないとのこと。

問題となるのは来年度以降の予算編成であり、県の削減内容を十分に把握して、来年度の事業構成、予算編成、町政運営に反映させていかざるを得ないと思っています。

★町行財政改革実施計画はどうなるのか。

18、19年度までの5カ年計画で策定にあたり、17年度財政状況をもとに推計し、計画を立てています。

しかし、現在は財政状況を予測しにくい状況にある上に、今回公表された県の中・長期財政試算により、財政再生団体への転落が懸念されるため、

その影響を現時点で推計することは困難となっています。

★教育施設改修等の今後の計画は。

投資的な事業の実施にあたっては、緊急性、必要性、費用対効果を検証するとともに、年度ごとの調整を行いながら実施しますので、財政状況を見ながら、計画的に進めます。

★行財政改革に伴う財政見通しは。

16、17年度実績をもとに、18、19年度まで5カ年間の財政見通しを作成しています。

そして、前年度の実績をもとに、行財政改革推進本部で本年度の計画を立てています。財政状況が大きく変われば見直しが必要となりますが、現時点では影響を推測できません。今後の状況を注視していきます。

★県道山城宮尾線の落石の対応と経過について。

道路管理者である岡山県に、現地の落石注意の看板設置の要望と、落石による危険箇所調査を依頼し、現在は浮石撤去工事の設計中です。

調査の結果、浮石危険箇所は10箇所程度確認されています。